

## 平成30年度大磯町下水道事業特別会計予算

平成30年度大磯町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,987,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、690,700千円と定める。

平成30年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		14,226
	1 負 担 金	14,225
	2 分 担 金	1
2 使 用 料 及 び 手 数 料		277,710
	1 使 用 料	277,054
	2 手 数 料	656
3 国 庫 支 出 金		363,846
	1 国 庫 補 助 金	363,846
5 繰 入 金		618,813
	1 他 会 計 繰 入 金	618,813
6 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000
7 諸 収 入		1,705
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,702
8 町 債		690,700
	1 町 債	690,700
歳 入 合 計		1,987,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		188,132
	1 下 水 道 総 務 費	188,132
2 事 業 費		1,155,864
	1 下 水 道 建 設 費	1,155,864
3 災 害 復 旧 費		200
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	200
4 公 債 費		640,803
	1 公 債 費	640,803
5 諸 支 出 金		1
	1 繰 出 金	1
6 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	1,987,000

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備設置等資金利子補給金	平成30年度から平成32年度まで	借入期間中における融資残高につき年利3.0%以内の割合で計算した利子相当額
排水設備設置等資金として融資した金融機関に対する損失補償	平成30年度から平成32年度まで	排水設備設置等資金357千円の範囲内で融資した金融機関がそのために損失を受けた場合には357千円を限度として元金及び期限後の利子

## 第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	665,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換することができる。
相模川流域下水道事業	16,600	同上	同上	同上
地方公営企業法適用事業	9,100	同上	同上	同上
計	690,700			